

## はじめに

平成 19 年 6 月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、教育委員会において、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本市教育委員会といたしましては、法改正の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成 23 年度の様々な施策・事業について、学識経験者からご意見を頂きながら、教育委員会自らが点検・評価を実施し、ここに報告書としてまとめました。

平成 23 年度は、将来のまちづくりを見据えた第五次寝屋川市総合計画が開始した年度であります。教育委員会においても、小中一貫教育の「第 2 ステージ」となる「寝屋川 12 学園構想」や、新たな文化拠点施設であるアルカスホールを活用した事業がスタートするなど、教育や文化面で大きく飛躍した一年となりました。

この点検・評価への取り組みを通じて、施策のより一層の充実・発展を図るとともに、“夢を育む学びのまちづくり”をめざして、『学校教育の充実』・『青少年の健全育成の推進』・『生涯学習の充実』・『文化の振興・スポーツ活動の推進』に取り組んでまいります。

今後とも、寝屋川市総合計画に掲げられたまちづくりの実現に向け、主体的に教育改革を進める中で、市民からの信頼に応えることができる教育行政の実現に努めてまいります。

寝屋川市教育委員会

委員長 村田 茂